

# 住居確保給付金 (家賃補助) のしおり

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ  
～ 制度のご案内 ～

南城市

# 1 住居確保給付金（家賃補助）とは

離職又は廃業（以下「離職者」という）により経済的に困窮し、住居を喪失した者、又は住居を喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、南城市就職・生活支援パーソナルセンター（以下「PS」という）の就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額の上限：32,000円/単身、38,000円/2世帯、41,000円/3～5世帯、  
45,000円/6人世帯、49,000円/7人世帯以上

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：不動産業者や大家等へ代理納付

## 2 支給の要件

申請時に以下の①～④のすべてに該当する方が支給対象となります。

- ① 離職又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者。
- ② 申請日において、離職、廃業等の日から2年以内、又は当該期間に傷病その他の事情で30日以上求職活動ができなかった場合は最長4年以内の者。  
又は、給与及び収入を得る機会が個人の都合によらず減少し、離職又は廃業と同等程度の状況にある者。
- ③ 離職等の日に、主たる生計維持者であった者。（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 【収入要件】

申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である。（収入には、公的給付を含む。）

世帯人数	基準額（A）	市が定める家賃額（B）※	収入基準額（A+B）
1人	78,000円	32,000円	110,000円
2人	115,000円	38,000円	153,000円
3人	140,000円	41,000円	181,000円
4人	175,000円		216,000円
5人	209,000円		250,000円
6人	242,000円	45,000円	287,000円
7人	275,000円	49,000円	324,000円
8人	308,000円		357,000円
9人	337,000円		386,000円
10人	366,000円		415,000円

※居住住宅の家賃がこれ以下の場合は、実際の家賃額が上限です。

### ⑤【資産要件】

申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産（預貯金・現金）の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	預貯金等の合計額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

### 【求職活動要件】

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。※離職、廃業の場合はハローワークへ求職の申込が必須。
- ⑦ 国の雇用施策による給付又は地方自治体を実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

## 3 支給方法・支給額

### ◆ 支給方法

支給は申請日の属する月に支払う家賃相当分から、一月ごとに申請者が賃借する住宅の貸主（不動産会社や大家等）が指定する銀行口座へ直接振込みます。

### ◆ 支給額（差額は自己負担になります。） ※ 支給額 ≤ 家賃額2.④の(B) 次に定める額が支給されます。 ※100円未満切り上げ

- ①申請日の属する月の世帯収入額が、2.④記載の基準額(A)以下の方  
一月あたりの家賃額が2.④の(B)以上の方⇒ 2.④の(B)で定める額  
一月あたりの家賃額が2.④の(B)以下の方

⇒ 申請者が申請する住宅の一月あたりの家賃額を支給

- ②申請日の属する月の世帯収入額が、2.④記載の基準額(A)以上の方  
⇒【計算式1】一月あたりの家賃額が2.④の(B)以上の方

支給額 = 基準額(A) + 申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額 - 世帯収入額

## ◆ 支給額（つづき）

⇒【計算式2】 一月あたりの家賃額が2.④の(B)以下の方

支給額 = 基準額(A) + 市が定める家賃額(2.④の(B)) - 世帯収入額

※当該住宅基準に基づく額は、2.④の(B)に記載の額を示します。この額が支給上限額です。

## 4 支給期間（延長・再延長）

- ◆ 住居確保給付金の受給期間支給期間は原則3か月です。支給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間の支給を2回（最長9か月支給）まで延長、再延長することが可能です。

（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと。

・申請時の世帯の収入、預貯金が一定額以下であること。

- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される者は、当初の受給期間の最終月になったら収入と預貯金分かる書類を準備して、PS窓口へお越し下さい。

## 5 住居確保給付金受給中の就労活動など

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所の利用、PSの助言、その他様々な方法により、次の①～③の就職活動を行っていただきます。

就職活動を怠る方については、支給を中止することがあります。

### ①週1回以上のPSとの面談等

→求職活動の進捗状況や生活上の相談をしてください。

### ②月2回の公共職業安定所における職業相談等

→「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受け、担当者から相談日、担当者名、支援内容等について記入及び安定所確認印を受けてください。

### ③週に1回以上の企業等への募集・面接の実施

→ハローワークの求人に限らず、求人情報誌や新聞折込み広告などの活用も可能です。「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に、求人先から求職活動（応募や面接、問合せ等）の活動内容を記入し、PSへ報告してください。

## 6 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」をPSへ提出していただきます。
- ◆ 提出した月の翌月以降、世帯月収額が確認できる書類をPSへ毎月提出していただきます。

## 7 支給額の変更について

- ◆ 次に該当する場合は、支給額の変更が可能です。
  - ・ 住居確保給付金の支給対象となっている賃貸住宅の家賃が変更された場合
  - ・ 支給上限額未満の支給を受けている方で、受給中に収入が減少し、収入が基準額以下になった場合
  - ・ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合、又は、市の指導により市内での転居が適当である場合
- ◆ 該当する場合は、変更の申請を行う事で支給額が変更されます。該当することがわかる書類を準備して、PSにご連絡ください。

## 8 住居確保給付金の返還について

- ◆ 本給付の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額又は一部について返還を求めると共に、住居確保給付金の支給も中止することとなります。

## 9 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

【不動産 または 大家に書いてもらう書類】

- ◆ 入居（予定）住宅に関する状況通知書
- ◆ 賃貸物件契約書関係書類、賃貸物件の契約書の写し（賃貸契約や家賃額などが記載されているもの）

【本人が用意する書類】

- ◆ 生活困窮者住居確保給付金支給申請書
- ◆ 住居確保給付金申請時確認書
- ◆ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍抄本等の写し）
- ◆ 2年以内に離職又は廃業、休業、減収したことが確認できる書類の写し（離職票、雇用保険受給資格者証、給与振込があった通帳の写し等）
- ◆ 収入関係書類の写し（申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の直近3か月分の給与明細書又は売上表等、収入振込の預金通帳の写し、雇用保険受給資格者証明書、年金収入が分かる書類の写し）
- ◆ 預貯金関係書類（申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のすべての金融機関の通帳等の写し）※提出当日に記帳して来所
- ◆ 直近1カ月の電気、ガス、水道の領収書（コンビニ払い等の場合）
- ◆ ハローワークの発行する「求職受付票（ハローワークカード）」の写し

## 10 住居を喪失している方の申請について

- ◆ 住居を現に喪失された方、または、退去を求められている方についても、新たな住居の確保に向けた支援が可能です。個別にお問い合わせください。

## 1.1 住居確保給付金の申請から決定まで

### ◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書及び確認書をPS窓口に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。
- 本給付の支給開始までの生活費が必要な方は、南城市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

### ◆ 入居住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。
- 振り込み誤りを防ぐため、貸主等の振込先が分かる通帳の写し等も併せて求めてください。（任意）

### ◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等が必要事項を記載した「入居予定住宅に関する状況通知書」をPS窓口に提出してください。
- ハローワーク窓口から「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の発行を受けた場合には、求職受付票（ハローワークカード）の写しを添付して、確認票をPS窓口へ提出していただきます。

### ◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合は「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を配付します。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。
- 住居確保給付金は南城市から不動産業者等へ直接振り込まれます。

## 1 2 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一世帯一回の支給です。
- ◆ ただし、過去に住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の退職には当たりません。
- ◆ なお、過去に住宅手当または住宅支援給付金を受けていた方であっても、令和2年4月20日以降は、住居確保給付金の支給対象になります。

## 1 3 住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 下記の①～③の就職活動を怠る方については、支給を中止します。
  - ①毎月2回以上の那覇公共職業安定所での就職相談
  - ②毎月4回以上のパーソナルサポートセンターの支援員等による面接等
  - ③週1回以上の求人先への応募・面接を行う
- ◆ 就労支援に関する自治体の指示に従わない場合は支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が、収入基準額を超えた場合収入基準額を超える収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 受給者が常用就職をしたこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適當な受給に該当することが明らかになった場合は支給は中止します。
- ◆ 生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ その他、定められた要件。

## 14 住宅の初期費用及び生活費が必要な方

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難で生活費等を必要とし、就職活動期間中の貸付で自立が見込まれる方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。【問合せ先：社会福祉協議会 TEL098-917-5692】

※総合支援資金（生活福祉資金制度）

償還期間：10年以内

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内（措置期間：6か月以内）
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）  
（貸付期間：原則3か月以内（最長12か月まで延長可））
- 3) 一時生活再建費：60万円以内（措置期間：6か月以内）

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子  
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

## 15 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方

失業などに伴って既に住宅を喪失している方で、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

【問合せ先：社会福祉協議会 TEL098-917-5692】

※臨時特例つなぎ資金貸付（生活福祉資金制度） 償還期間：1年以内

失業等給付、職業訓練受給給付金、短期訓練給付金、住居確保給付金などの公的給付または公的な貸付等による支援が受理されていて、その給付や貸付を受けるまでの間の当面の生活費のための貸付です。

費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

## 16 相談窓口

(※面談を含む相談全般は事前予約制です。)

### 【相談窓口】

南城市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

### 【住所】

〒901-1495

南城市佐敷字新里1870番地

### 【連絡先】

TEL : 098-917-5334

FAX : 098-917-5427

### 【開所日】

月曜日～金曜日(祝日を除く)

### 【受付時間】

午前9時～午後4時まで(午後0時～午後1時を除く)